

## USS静岡 特殊コーナー規程

### 第1条(参加規則)

特殊コーナーのオークションについては本規程で特別な定めをしたものを除き原則としてUSSオークション規則に準ずるものとする。ただし、出品条件等については別途規則をもって定めるものとする。

### 第2条(出品の条件)※構内フォークリフトにて移動可能な物品に限る

- 1、出品については、下記の基準に適合したものでなければならない。ただし、USSが出品を認めた車輛等についてはこの限りではない。
  - ① 運輸支局または軽自動車検査協会による車検証が交付されているもの
  - ② 市町村登録における標識交付証明書または廃車申告証明書が交付されているもの
  - ③ 構内作業等により登録書類の発生がないもの、また、登録制度のない車両・機械等については登録書類の発生がないが、車台ナンバー、シリアルナンバー等の打刻およびその位置が明確であるもの、またはメーカーの製造番号等明確なもの
  - ④ USS構内のフォークリフトにて積み下ろしが可能、または少数の人力にて移動が可能なもの。
  - ⑤ 完全な所有権の移転が可能なもの
  - ⑥ その他USSオートオークション出品・落札規程に定める条件を充足するもの
- 2、前項の条件を満たしている場合であっても、USSが会場保全等の理由から出品を拒むことができるものとする。その際発生する搬送費用についてUSSは一切負担しない。

### 第3条(搬入・搬出)

- 1、搬入は、USSが別途定めた時間までとする。
- 2、前条1項の①号に該当しない落札車両等については、USSによる入金確認後の搬出とする。
- 3、落札店が、所定の期限内に落札車両等を搬出しなかった場合は強制再出品とする。

### 第4条(譲渡書類)

譲渡書類の取扱については、原則としてUSS書類規程に準ずる。ただし、第2条1項①・②号に該当しない車両等について、出品店はUSSが指定した「誓約書兼販売証明書」をUSSに引渡すものとする。この場合の引渡期限および書類遅延ペナルティについても、書類規程に定めるところによる。

### 第5条(代金決済)

USSは、オートオークション規則に定めるところに従い、出品店に対して落札代金を支払う。ただし、第2条1項の①号に該当しない出品車両等について、出品店に対する成約車両代金等の支払いは、落札店よりUSSへ落札車両代金等の支払いが完了した翌営業日に行うものとする。

### 第6条(検査規程)

出品対象の検査については、原則としてUSS検査規程に準ずる。ただし、評価点は全てX点とする。

#### 第7条(クレーム規程)

- 1、クレームの処理については、原則としてUSSクレーム規程に準ずる。ただし代金減額請求ができるものは、主要箇所およびセールスポイント等の記載箇所のみとし、内外装の損傷(色違い等含む)および付属部品や車載工具等の不足については、認めないものとする。
- 2、下記の項目については、重大クレームより除外するものとする。
  - ① 災害車
  - ② 修復歴車
  - ③ スポット溶接部品交換
  - ④ 車歴の相違
- 3、前項いずれの場合でも、代金減額請求および契約解除が相当であるとUSSが認めた場合にはこの限りではない。

#### 第8条(免責)

会場へ搬入後の保管については屋外での保管とする。なお、天候により生じた故障および損害について、USSは一切の責任を負わないものとする。

USS静岡 事務局

平成29年9月